

四国中央市事業者激励給付金事業

★申請時の必要書類 チェックリスト

店舗名		市確認欄
☑ してください	送付していただく書類	
☐	申請書・誓約書(必ず自署)・市税の納付確認同意書 各1部(シャチハタ不可) ※消せるボールペン不可	☐
☐	本人確認書類の写し(申請者の運転免許証、マイナンバーカード等) ※住所・氏名・生年月日が確認できるもの	☐
☐	<p>【飲食店・喫茶店営業・食肉魚介類販売業】食品衛生法による営業許可証の写し</p> <p>【理容・美容業】理容師法に基づく検査済証の写し又は美容師法に基づく検査済証の写し</p> <p>【タクシー事業】道路運送法に基づく事業経営許可書(ただし福祉輸送限定を除く)の写し又は道路運送法に基づく事業譲渡譲受認可書(ただし福祉輸送限定を除く)の写し</p> <p>【クリーニング業】クリーニング業法に基づく検査確認証の写し</p> <p>【あん摩マッサージ・はり・きゅう】あん摩マッサージ指圧師、はり、きゅう等に関する法律に基づく開設届の写し若しくは開設届出済証の写し</p> <p>【柔道整復師】柔道整復師法に基づく開設届の写し若しくは開設届出済証の写し</p> <p>【密接不可避業・冠婚葬祭業・生花販売業】所得税法に基づく税務署へ提出済の開業届出書の写し又は法人税法に基づく税務署へ提出済の法人設立届出書の写し(法人の設立から異動があった場合は、異動届出書の写し)</p> <p>【旅行業】旅行業法に基づく登録票の写し</p> <p>【旅館業】旅館業法に基づく許可証の写し</p> <p>【酒類販売業】酒税法に基づく免許通知書の写し又は証明書の写し</p>	☐
☐	<p>営業の実態が確認できる書類等 (直近の確定申告書の写し等：税務署等の收受印が押印されているもの。 電子申告の場合は、受付日時・受付番号が印字されているもの。(電子申告であっても受付日時等が印字されていない場合は、受信通知メールをあわせて添付。)) ※主たる事業として申告していない場合は、当該事業を営業していることが分かる書類(事業概況説明書・決算書等)を添付してください</p>	☐
☐	営業の形態が確認できる書類等(店舗の外観写真1枚、内観写真1枚) ※内観写真は客席・施術台等が写るよう撮影してください	☐
☐	申請時の必要書類 チェックリスト (この様式)	☐

すべての項目に☑がつけば、書類をまとめて郵送にて申請してください!

受付確認

--